

はるきTIMES

第12号 (2023年 冬)

発行：はるき法律事務所

〒541-0053

大阪市中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階

TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612

みなさまに

春が

来る

おてつだいを
させてください。

今号ピックアップ

- ※ 民法が変わりました（自筆証書遺言について）
- ※ 亡くなった方が所有していた不動産の登記をそのままにしていたらどうなる？

民法が変わりました（自筆証書遺言について）

1 自筆証書遺言とは

自筆証書遺言とは、文字通り自分で作成する遺言書のことです。今回の改正前までは、自筆証書遺言として有効となるためには、①全文を自書（自分で書くこと）し、②作成日付を自書し、③氏名を自書したうえで④押印することが必要でした。

このため、遺言に具体的に不動産や預貯金の口座を記載しようとする、①自ら書き出す必要がありました。また、効力が発生した自筆証書遺言は必ず裁判所において検認されなければなりません（民法1004条1項）。

2 今回の改正点

今回の改正では、財産目録（不動産の一覧や預貯金口座など）については、パソコンで作成し印刷したものや、預金通帳のコピーを添付しても効力が認められることになりました（民法968条2項）。ただし、印刷やコピーだけでは誰が作成したかは分かりませんので、偽造やすり替え防止として財産目録の全ての頁には遺言者が署名押印する必要があります。なお、④押印については、遺言書本文に押印した印と同じ印で押印する必要はないとされています。

また、自筆証書遺言を法務局において保管してもらう制度が創設されました。これは遺言書を作成した本人が行う必要があり、法務局で手続と費用を払えば保管してもらえます。この法務局で保管された自筆証書遺言については、裁判所における検認は不要です。

3 実は・・・自筆証書遺言はあまりおすすめできません

ここまでお読み頂いて申し訳ないのですが、遺言の作成方法として、自筆証書遺言はあまりお勧めできません。

自筆証書遺言は思い立ったら作成できるというメリットがあります。作成自体に費用はかかりませんので作成のハードルは低いとも思われます。

しかし、今回の改正で少し条件が緩和されたとはいえ、気付かないうちに要件を欠いて作成してしまっていたという場合もありえますので、形式面で有効かどうか後に争いになる可能性があります。特に、遺言の内容が相続人の思惑と異なっていた場合には遺言の形式のみならず内容についても争われる可能性がさらに高くなります。遺言書の効力が発生するのは相続の開始以後、つまり原則として遺言者は既に亡くなっているため遺言者に後から遺言の真意を聞くこともできません。

このため、時間も費用が許す限り、中立な第三者である公証人のチェックのうえで作成される公正証書遺言を作成する方が遺言者の思いを実現するという点からも、後日の紛争防止という点においても優れています。

それでも、自筆証書遺言を作成しようとすることは終活として自分の財産を誰に相続させるかを考えるきっかけになります。自筆証書遺言を作成したあとで公正証書遺言を作成することも可能です（直近に作成された遺言書が有効とされます）。自筆証書遺言を作成される際は少なくとも形式的な要件を必ず満たすように注意して作成する事をお勧めします。

今回もお読み頂きありがとうございました。

（東原直樹）

亡くなった方が所有していた不動産の登記をそのままにしていたらどうなる？

亡くなった親が自宅や駐車場を所有していたけれども、登記の名義を親のままにしているとどうなるでしょうか。

亡くなった親が所有していた自宅や駐車場について、登記を子の名義にしようとする、相続によって所有者が変わった旨の登記申請をする必要があります。この登記を通称「相続登記」といいますが、相続登記をするためには、どの遺産を誰が相続するかを決めて、それを書面にして、その書面を法務局に提出する必要があります。この書面のことを「遺産分割協議書」といいますが、遺産分割協議書を作るのが面倒だったり、相続人が誰かが登記からは分からないほうがいいと考えたり、さまざまな理由で相続登記をしない方がいらっしゃいます。

従来は、相続登記をしなくても、その不動産を売却しない限り、相続人に実害が発生することは少なかったのですが、令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されることになりました。

不動産を取得した相続人がいれば、その取得を知った日（通常は死亡日になると思います）から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられます。そして、正当な理由のない申請漏れについては、過料の罰則が科せられることがあります。なお、相続登記を義務化する法律が成立したのと同時に、所有不明土地が国の所有になる法律が成立したので、「相続登記をしなければ所有不明土地が国の所有になる」と思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、それはありません。

相続登記の申請が義務化されたけれども相続登記の申請の手間が今までと同じであれば、結局登記申請しないということになりかねません。そこで、相続人のうちの1人が単独で申告できるようにしたり（つまり、遺産分割協議書を作成するのを後回しにできるということです）、登記手続きにかかる費用（申請時に法務局へ支払う登録免許税）を安くしたりしています。

ただ、相続登記申請をたくさん行ってきた私からすれば、相続登記申請で最も面倒なのは、遺産分割協議書を作成することだけでなく、亡くなった方の相続人を調べあげるための戸籍謄本を取得することも挙げられます。亡くなった方の親の戸籍謄本をとったり、亡くなった方が結婚と離婚を繰り返していたら、結婚と離婚の数だけ戸籍謄本をとったりしないといけないので、結構手間がかかります。相続登記の申請が義務化されて申請の手間が軽減されたといっても、戸籍謄本を取得する手間は全く変わっていません。ですので、相続登記の申請には、今までと同じだけの手間がかかると考えていいんじゃないかなと思っています。（堀内朗仁）

取扱業務

＜企業向け業務＞

～ コンプライアンス体制を作るための総合アドバイザー ～

コンプライアンスとは、簡単にいえば「法律などを企業内で守ること」をいいます。企業が法律などを守ることは当然のことですが、法律にも様々なものがあるため、全てをクリアするのは難しいです。

企業活動において、コンプライアンス体制が整備されていることは、取引先と持続可能な取引を行うためにも必須です。コンプライアンスが自社の持続可能な経営を左右するといっても過言ではありません。弊所では、このようなコンプライアンス体制の整備の重要性を十分理解し、整備のための総合的なアドバイザーを通じて、企業の持続可能な企業活動を保持することを業務としています。

～ 企業活動における法律に関するアドバイザー ～

企業活動において、コンプライアンス体制の整備だけではなく、企業戦略の策定、事業スキームの作成、実行など、あらゆる場面で法律が絡んできます。そのような企業活動における法律を企業内ですべて考慮に入れるのは極めて困難です。

弊所では、企業活動における法律に関するアドバイザーを行い、企業活動の成功に寄与します。

～ 顧問契約 ～

総合的なアドバイザーが企業活動の向上に寄与するためには、具体的なPDCAに基づいて継続的に行われることが必要です。

弊所では、顧問先である企業に継続的なアドバイザーを行い、それを成果に結びつける努力を惜しみません。

また、企業によって事業内容・組織など、さまざまな形態があります。弊所では、さまざまな企業において、多種多様な法的ニーズに対応してきました。その経験を生かして、ニーズに応じた顧問のあり方をオーダーメイドし、企業活動の一助となることを目的としています。

取扱業務

<個人向け業務>

～ 遺言作成 ～

ご自身が亡くなるにあたり、さまざまなことを言い残したいと思います。財産のこと、お墓や仏壇のことなど。それらのことを、ご自身が亡くなった後、どのようにして欲しいでしょうか。

ご自身がこの世に残す最後の言葉をご自身で作ってみませんか。弊所では、遺言作成の支援をしております。ご相談下さい。

～ 相続問題 ～

ご家族が亡くなった後、財産をどのように分ければいいのか、お墓や仏壇をどのようにしたらいいのか、など、分からないことがたくさんあると思います。また、財産を分けるのに、すでにトラブルが起きていることもあるでしょう。

弊所では、このような相続に関する問題を承っております。一度ご相談ください。お力になれることもあります。

～ 夫婦関係問題 ～

夫婦間でトラブルが起こることもあります。パートナーが生活費を出してくれない、あるいはパートナーとの別離を考えている、などです。

このようなとき、悩んだり心配したり、さまざまな状況が起こります。また、周囲にいる人も一緒に悩んだり心配したりします。このような状況は長く続くことが多く、それによって抱えるストレスも大きなものになります。

弊所では、これまでさまざまな夫婦間のトラブルの解決に取り組んできました。夫婦関係のトラブルに悩みはつきものです。ともに、よい将来を考えていきませんか。

その他、法律に関するご相談を承ります。